育児休業手当金請求書（支給期間延長）

支給期間延長事由（次ページ記載）のいずれかに該当し、延長期間について請求する場合に提出してください。

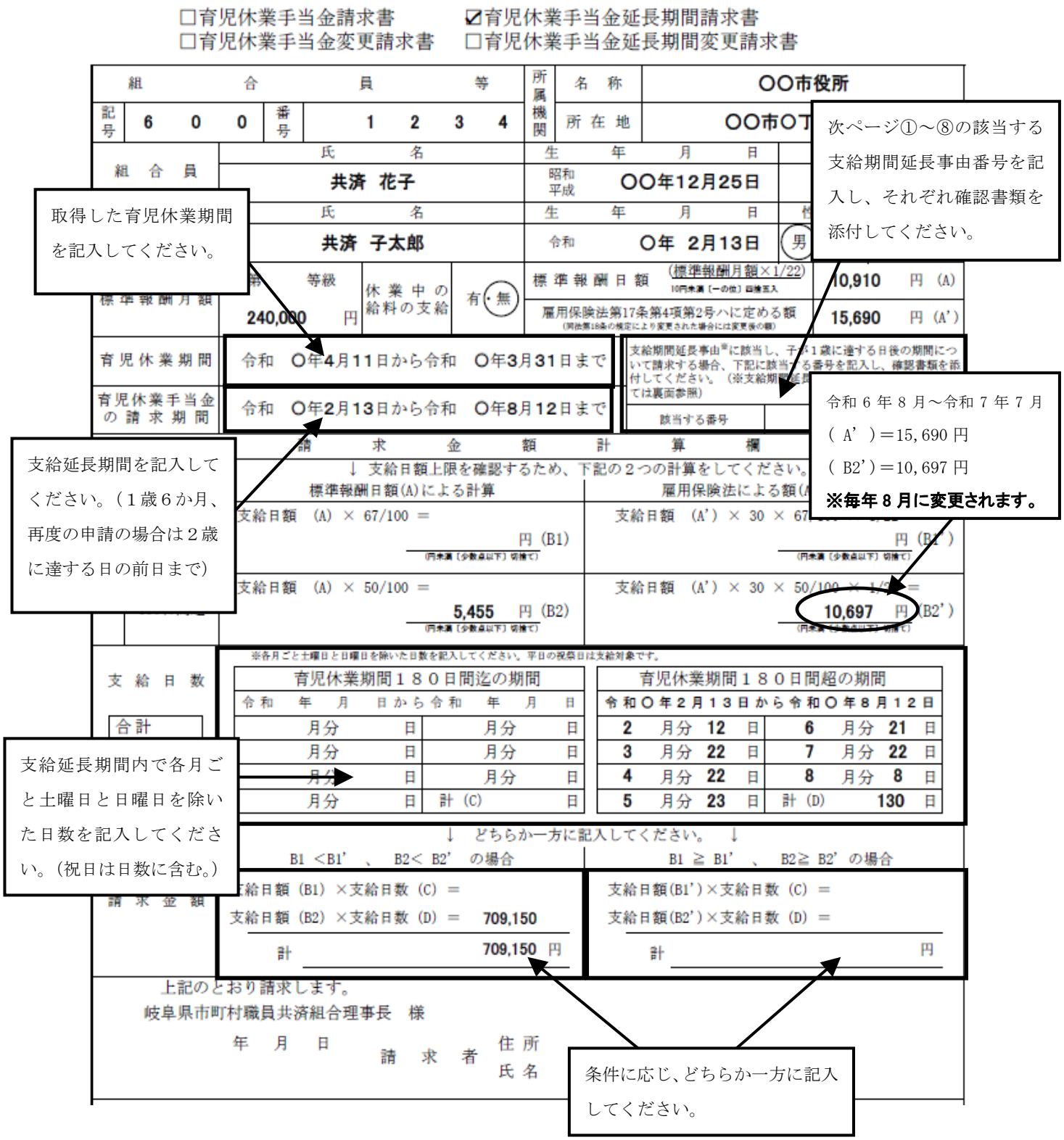

◎請求期間に変更が生じたときは「育児休業手当金延長期間変更請求書」を提出してください。

【添付書類】（パパママ育休プラスに該当する場合 1歳は1歳2カ月となります。）

(1)「辞令の写」又は「育児休業が承認されたことがわかる書類」（育児休業承認請求書の写等）

(2)「支給期間延長事由に該当することがわかる確認書類」（下記①～⑧参照）

当初から1歳を超える育児休業を取得した方が、**下記①**の事由により延長給付を希望する場合は、上記の書類に加え下記**(3)**が必要となります。（状態が確認できない場合は延長が認められません。）

(3)「給付を延長しなければならない状態にあることの申立書」

1歳に達する日において、復職の申し出があったことを**所属所が証明願います。**（任意様式）

【支給期間延長事由及び確認書類】

① 育児休業に係る子について、保育所等による保育の利用を希望し、**1歳の前日までに、1歳の誕生日以前を入所希望日**として申込みを行っているが、**※1** 当該子が1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合（速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等の利用を希望しているものであると組合が認める場合に限る）

・育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書【短-22ページ参照】

・市区町村に提出した保育所等の利用申込書の写し ※2

・市区町村より発行された保育所等における保育が当面行われないことが明らかとなる通知（入所保留通知書等）

※1 支給期間延長中、全ての期間において要件を満たしていることが必要です。（全期間が入所不承諾）

※2 保育所は、児童福祉法第39条に規定する保育所をいい、無認可保育施設はこれには含まれません。

②～⑤共通）常態として育児休業に係る子の養育を行っている配偶者であって、当該子が1歳に達する日後の期間について常態として当該子の養育を行う予定であったものが次のいずれかに該当した場合

② 死亡したとき

「世帯全員について記載された住民票の写し」及び「母子健康手帳の写し」

③ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業に係る子を養育することが困難な状態になったとき

「保育を予定していた配偶者の状態についての医師の診断書等」及び「母子健康手帳の写し」

④ 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業に係る子と同居しないことになったとき

「世帯全員について記載された住民票の写し」及び「母子健康手帳の写し」

⑤ ６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）以内に出産する予定であるか又は産後８週間を経過しないとき

「母子健康手帳の写し」

⑥ 本請求とは別の子に係る産前産後休業を開始したことにより本請求に係る子についての育児休業を終了した場合で、当該産前産後休業に係る子の全てが死亡又は組合員と同居しないこととなったとき

「世帯全員について記載された住民票の写し」及び「母子健康手帳の写し」

⑦ 介護休業を開始したことにより本請求に係る子についての育児休業を終了した場合で、当該介護休業に係る対象家族が死亡もしくは離婚等により組合員との親族関係が消滅したとき

「世帯全員について記載された住民票の写し」

⑧ 本請求とは別の子に係る新たな育児休業を開始したことにより本請求に係る子についての育児休業を終了した場合で、当該新たな育児休業に係る子の全てが死亡又は組合員と同居しないこととなったときもしくは養子縁組等が成立しなかったとき

死亡又は同居しないとき…「世帯全員について記載された住民票の写し」及び「母子健康手帳の写し」

養子縁組等が成立しなかったとき…「審判書の写し又は措置解除決定通知書の写し」